

令和 7 年 10 月 1 日改定

社会福祉法人 喬木村社会福祉協議会

「指定通所介護」

喬木村社協デイサービスセンターふれ愛

利用契約書

重要事項説明書

利用者 \_\_\_\_\_ 様

# 「指定通所介護」利用契約書

## ◇◆目次◆◇

### 第一章 総則 (1P~2P)

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間)

第3条 (個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)

第4条 (介護保険給付対象サービス)

第5条 (介護保険給付対象外サービス)

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い (2P~3P)

第6条 (サービス利用料金の支払い)

第7条 (利用の中止、変更、追加)

第8条 (利用料金の変更)

### 第三章 事業者の義務 (3P)

第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 (守秘義務等)

### 第四章 利用者の義務 (4P)

第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

### 第五章 損害賠償 (事業者の義務違反) (4P~5P)

第12条 (損害賠償責任)

第13条 (損害賠償がなされない場合)

第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

### 第六章 契約の終了 (5P~6P)

第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第16条 (利用者からの中途解約)

第17条 (利用者からの契約解除)

第18条 (事業者からの契約解除)

第19条 (契約の一部が解約又は解除された場合における関連事項の失効)

第20条 (精算)

### 第七章 その他 (6P)

第21条 (苦情処理)

第22条 (協議事項)

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人喬木村社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、利用者が喬木村デイサービスセンターふれ愛、(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービス(以下、「指定居宅サービス」という。)を受け、とそれに対する利用料金を支払うことにについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条 (契約の目的)

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供します。
- 事業者が利用者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用日、利用時間、費用当の事項は、別紙『(サービス利用書)等』に定めるとおりとします

### 第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による解約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条 (個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)

- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の居宅サービスに係る介護計画である通所介護計画(以下「個別サービス計画」という。)を作成するものとします。
- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### **第4条（介護保険給付対象サービス）**

事業者は、通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### **第5条（介護保険給付対象外のサービス）**

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 事業者は第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

### **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

#### **第6条（サービス利用料金の支払い）**

- 1 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証の負担割合に応じた額）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。  
(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。)
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は、通所介護サービスにおいては、食事代とおやつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は、通所介護サービスにおいては、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用時に支払うものとします。  
但し、サービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月15日までに支払うものとします。
- 5 前項但し書の場合において、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### **第7条（利用日の中止・変更・追加）**

- 1 利用者は、サービス利用期日前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日営業時間内までに事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他

の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

### 第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更でできるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、苦情、事故等に関しての記録については、完結の日から5年間保管するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

### 第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定居宅サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩（ろうえい）しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## **第四章 利用者の義務**

### **第 11 条（利用者の施設利用上の注意義務等）**

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## **第五章 損害賠償（事業者の義務違反）**

### **第 12 条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### **第 13 条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

### **第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援 1 及び 2、自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損（きそん）によりサービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第 16 条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
  - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 利用者が入院した場合
  - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

### 第 17 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## **第18条（事業者からの契約解除）**

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告（さいこく）にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント防止対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）及びセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合

## **第19条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連事項の失効）**

第16条から第18条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

## **第20条（精算）**

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## **第七章 その他**

### **第21条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### **第22条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 長野県下伊那郡喬木村 6670番地1

事業者名 社会福祉法人 喬木村社会福祉協議会

会長 座光寺 秀元 印

事業所 喬木村社協デイサービスセンターふれ愛  
(長野県2072500685)

利用者 住 所 長野県下伊那郡喬木村 番地

氏 名 印

家族、代表者住所 番地

氏 名 印

# 「指定通所介護」重要事項説明書

喬木村デイサービスセンターふれ愛

当事業所は介護保険の指定を受けています。

通所介護 長野県指定 2072500685

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者 (1P)
2. 事業所の概要 (1P)
3. 職員の配置状況 (2P)
4. 事業所が提供するサービスと利用料金 (2P～3P)
5. 緊急時の対応方法について (3P)
6. 守秘義務について (3P)
7. 高齢者の虐待防止について (3P)
8. ハラスメント防止対策について (3P)
9. 介護サービスの利用実施に関する留意事項 (4P)
10. 苦情の受付について (4P)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 喬木村社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 長野県下伊那郡喬木村 6670 番地 1  
(3) 電話番号 0265-33-4567  
(4) 代表者氏名 会長 座光寺秀元  
(5) 設立年月日 平成 2 年 8 月 16 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 令和 2 年 4 月 1 日指定  
(2) 事業所の目的 要介護の状態にある高齢者に対して適正な通所介護を提供する。  
(3) 事業所の名称 喬木村デイサービスセンターふれ愛  
(4) 事業所の所在地 下伊那郡喬木村 6670 番地 1  
(5) 事業所管理者氏名 デイサービスセンター 桑原美津子  
(6) 電話番号 デイサービスセンター 33-1631  
(7) 事業所の運営方針 利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立したその人らしい日常生活を営むことができるようサービスを提供します。  
(8) 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日 (通所介護)  
(9) 事業所が行っている他の業務

第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当) 喬木村 平成 28 年 4 月 1 日 指定  
(10) 通常の事業の実施地域 喬木村全域  
(11) 営業日及び営業時間

営業日	日曜・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日まで）を除く毎日
受付時間	月～金 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
サービス提供時間帯	月～土 午前 9 時 00 分～午後 4 時 15 分

- (12) 利用定員： 通所介護 30 人

### 3. 職員の配置状況

#### ○ 通所介護（デイサービス）

R6.4.1. 現在

職種	常勤	非常勤	指定基準
1 事業所管理者（兼務）	1名		1名 常勤兼務
2 生活相談員	3名		1名
3 看護職員	2名以上		1名
4 介護員	4名以上	1名以上	4名
5 機能訓練指導員	1名		1名
6 送迎員		2名以上	

### 4. 事業所が提供するサービスと利用料金

#### （1）介護保険の給付の対象となるサービスと対象外のサービスがあります。

##### 〈サービスの概要〉

☆具体的なサービスの実施内容・日時・回数は、通所介護計画に定められます。

① 食事 食事時間 12:00～12:59（ただし、食材料費は別途いただきます。）

② 入浴 一般浴槽又は機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄 排泄の介助をします。（ただし、おむつ等代は実費をいただきます。）

④ レクリエーション（生活機能訓練）

個人の身体状況、生活環境等に添った活動に参加していただくことができます。（ただし、特殊な材料は実費をいただきます。）

⑤ 送迎 ご利用者のご契約された場所からの送迎をいたします。

☆その他 利用者の希望によりサービス提供時間外の利用料金は、1時間未満500円とし、それを越える30分ごと500円とします。

##### 〈サービス利用料金〉（料金表は別紙）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額  
（自己負担額：介護保険負担割合証による負担割合に応じた額）をお支払いください。なお、介護保険の給付対象外サービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

☆利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合1枚につき20円の負担をしていただきます。

## (2) 利用の中止、変更、追加

- 利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。
- 当日になって、利用の中止の申し出をされた場合、下記の取消料をいただきます。

利用予定日の前日までに申し出した場合	無料
サービスの提供時間を過ぎてから申し出した場合	昼食代

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期日にサービスの提供ができない場合もあります。
- 利用料金のお支払い方法  
前記の料金・費用を1か月ごとに計算し請求しますので、利用の15日に契約いただいた金融機関の口座から自動引き落としさせていただきます。

## 5. 緊急時の対応方法について

サービス利用時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡をおこなうなど必要な措置を講じ、親族等へ連絡をします。

利用者の主治医・・・医療機関の名称：\_\_\_\_\_

主治医の氏名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

緊急連絡先（家族等）・・・氏名：\_\_\_\_\_

利用者との関係：\_\_\_\_\_

連絡先電話番号：\_\_\_\_\_

## 6. 守秘義務について

当事業所がサービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。サービスを提供するうえで必要な場合は、利用者ご本人、またはご家族の了解を得た上で情報を提供するものとします。

## 7. 高齢者虐待の防止について

当事業者は、人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長：山崎光則
虐待防止に関する窓口担当者	地域総務課長：木下美和

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 8. ハラスメント防止対策について

当事業所は、人権・人格を尊重し、ハラスメント行為を禁止しています。

- ① 研修等を行い、倫理意識の向上、服務規律の遵守などに努めます。
- ② ハラスメント、カスタマーハラスメントの相談がしやすい環境を整備します。
- ③ 利用者又は家族等が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）及びセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合は本契約を解除させて頂くことがあります。

## 9. 介護サービスの利用実施に関する留意事項

- ア. 利用説明書に従い、ご利用当日の体調が悪い場合は必ず利用日朝までにご連絡下さい。
- イ. 介護サービスの利用に当たり、利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- ウ. 介護サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は介護サービスの実施に当たって利用者の事情・意向等に十分に配慮します。
- エ. サービス利用当日に、利用者の理由でサービス内容に変更が生じた場合は、変更した内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- オ. 介護員、看護員、の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者又はその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者又はその家族等に行う迷惑行為

カ. 介護サービスの第三者評価については、実施していません。

## 10. 苦情の受付について

- (1) 事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

喬木村社会福祉協議会 苦情受付窓口 電 話 0265-33-4567 (内線 30)

○苦情解決責任者 事務局長 山崎光則

○苦情窓口担当者 地域総務課長：木下美和

○受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分  
土、日 祝祭日 年末年始（12/30～1/3）休業

○電 話 0265-33-4567 (内線 30)

また、苦情受付ボックスを社協窓口及びデイサービスロビーに設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

喬木村役場 保健福祉課	所在地 喬木村 6664 番地 電話番号 0265-33-5123 FAX 0265-33-3679 受付時間 8:30～17:15 (月～金)
長野県国民健康保険団体 連合会	所在地 長野市大字西長野字加茂北 143-8 電話番号 026-238-1555 FAX 026-238-1560 受付時間 9:00～16:00 (月～金)
長野県福祉サービス運営 適正化委員会（長野県社会福祉協議会内）	所在地 長野市中御所岡田 98-1 電話番号 0120-28-7109 (苦情受付専用電話) FAX 026-227-0137 受付時間 9:00～17:00 (月～金)

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

喬木村デイサービスセンターふれ愛

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

私は、上記事業者が、私に対して提供する介護サービスについて連携を図るため、サービス担当者会議等での情報を共有することに対して、私及び家族の個人情報を用いることに同意しました。

同意の証とするため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

(利用者) 住 所 長野県下伊那郡喬木村 番地

氏 名 印

家族、代表者住所 番地

氏 名 印